

平成 30 年第 3 回都城市議会定例会付議事件名表（議員提出議案）

番 号	件 号 名	頁
2 号	地方財政の充実・強化を求める意見書案	1
3 号	介護保険での「生活援助利用の上限設定」の中止・撤回を求める意見書案	3
4 号	教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度 2 分の 1 復元をはかるための、2019 年度政府予算に係る意見書案	5

議員提出議案 第2号

地方財政の充実・強化を求める意見書案

提出先

衆議院議長	参議院議長
内閣総理大臣	財務大臣
総務大臣	内閣官房長官

地方自治法（昭和22年法律第67号）第99条の意見書提出につき、別紙のとおり都
城市議会会議規則（都議会規則第1号）第14条第1項の規定により提出します。

平成30年6月27日提出

提出者	都城市議会議員	<u>筒井 紀夫</u>
賛成者	〃	<u>森 りえ</u>
賛成者	〃	<u>小玉 忠宏</u>
賛成者	〃	<u>広瀬 功三</u>
賛成者	〃	<u>岩元 弘樹</u>

都城市議会議長 榎木智幸様

地方財政の充実・強化を求める意見書

地方自治体は、子育て支援、医療・介護などの社会保障への対応、地域交通の維持など、果たす役割が拡大する中で、人口減少対策や防災・減災事業の実施など、新たな政策課題に直面しています。

これらに対応する人材確保を進めるとともに、これに見合う地方財政の確立は急務であるが、社会保障費の圧縮と地方財政に対する歳出削減に向けた議論が加速しており、特に、「トップランナー方式」の導入は、民間委託を前提とした地方交付税算定を容認するものであり、地方財政全体の安易な縮小につながるものが危惧されるものとなっています。「インセンティブ改革」と合わせ、地方交付税制度を利用した国の政策誘導であり、客観・中立であるべき地方交付税制度の根幹を揺るがしかねないものであります。

本来、必要な公共サービスを提供するため、財源面を担保するのが地方財政計画の役割であり、財政再建目標を達成するためだけに歳出削減が行われ、結果として不可欠なサービスが削減されれば、本末転倒であり、国民生活と地域経済に疲弊をもたらすと考えられます。

よって、2019年度の政府予算と地方財政の検討に当たっては、歳入・歳出を的確に見積もり、社会保障予算の充実、地方財政の確立を目指すため、以下の事項の実現を求めます。

記

- 1 社会保障、災害対策、環境対策、地域交通対策、人口減少対策など、増大する地方自治体の財政需要を的確に把握し、これに見合う地方一般財源総額の確保を図ること。
- 2 急増する社会保障ニーズへの対応と人材を確保するための社会保障予算の確保および地方財政措置を的確に行うこと。
- 3 地方交付税における「トップランナー方式」は、地域による違いを無視して経費を算定するものであり、廃止・縮小を含めた再検討を行うこと。
- 4 公共施設の耐震化や緊急防災・減災事業の対象事業の拡充と十分な期間の確保を行うこと。
- 5 地域間の財源偏在性の是正のため、抜本的な解決策の協議を進めること。
- 6 地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化を図り、市町村合併の算定特例の終了を踏まえた新たな財政需要の把握、小規模自治体に配慮した段階補正の強化などの対策を講じること。
- 7 地方交付税原資については、臨時財政対策債に過度に依存しないものとし、所得税・法人税に対する法定率の引き上げを行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成30年6月27日

宮崎県都城市議会

議員提出議案 第3号

介護保険での「生活援助利用の上限設定」の中止・撤回を求める意見書案

提出先

衆議院議長	参議院議長
内閣総理大臣	財務大臣
厚生労働大臣	

地方自治法（昭和22年法律第67号）第99条の意見書提出につき、別紙のとおり都
城市議会会議規則（都議会規則第1号）第14条第1項の規定により提出します。

平成30年6月27日提出

提出者	都城市議会議員	<u>森 りえ</u>
賛成者	〃	<u>筒井 紀夫</u>
賛成者	〃	<u>畑中 ゆう子</u>

都城市議会議長 榎木智幸様

介護保険での「生活援助利用の上限設定」の中止・撤回を求める意見書

政府は、10月からホームヘルパーが高齢者を訪問し調理や掃除を行う介護保険の生活援助サービスについて、厚生労働省が定めた基準以上に利用する場合、ケアマネジャーに市町村への届け出を義務付けようとしています。国民の中には、このことによってサービスの利用が制限されるのではないかと不安の声が広がっています。実際に全国で2万4,000人が対象になる見込みであります。

昨年11月、厚生労働省が公表した生活援助を月に90回以上利用している48事例の自治体調査が実施され、これらの事例のうち8割が認知症で、7割が独居生活でありました。この調査で、買い物、3食の調理、配膳・下膳、服薬確認、掃除、洗濯など、生活援助のサービスが在宅生活を支えていることがはっきり示されました。ケアマネジャーは適正なケアプランを立てており、調査した自治体は96%の事例を「適切またはやむを得ない」と判断しました。そして、「不適切」と判断されたのは、2事例のみだったことが明らかとなりました。

今回のケアプラン届け出義務付けは、「できるだけ生活援助を使わせないで」というメッセージとして介護現場で受け取られかねません。ケアマネジャーに届け出を義務付ければ自主規制が広がり、利用制限になることが予想されます。住民は介護保険料を払い、その対価を得られるのが介護保険の仕組みなのに、サービスを使わせなくするのはさらに受給権を侵害するものと判断せざるを得ません。

また、生活援助は、老老介護や独居高齢者の暮らしを支える『命綱』であり、サービスが削られることで、介護費用がより高い施設に入らざるを得なくなれば本末転倒であります。そして、在宅重視の介護保険制度の理念にも逆行するばかりか、地域での暮らしや『介護離職ゼロ』をうたう政府の方針にも逆行します。

よって、介護保険での「生活援助利用の上限設定」を中止・撤回することを要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成30年6月27日

宮崎県都城市議会

議員提出議案 第4号

教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、
2019年度政府予算に係る意見書案

提出先

衆議院議長	参議院議長
内閣総理大臣	財務大臣
総務大臣	文部科学大臣
厚生労働大臣	内閣府特命担当大臣

地方自治法（昭和22年法律第67号）第99条の意見書提出につき、別紙のとおり都
城市議会会議規則（都議会規則第1号）第14条第1項の規定により提出します。

平成30年6月27日提出

提出者	都城市議会議員	<u>福島 勝郎</u>
賛成者	〃	<u>迫間 輝昭</u>
賛成者	〃	<u>森 りえ</u>
賛成者	〃	<u>広瀬 功三</u>
賛成者	〃	<u>西川 洋史</u>
賛成者	〃	<u>山内いっとく</u>
賛成者	〃	<u>永田 浩一</u>
賛成者	〃	<u>中村千佐江</u>
賛成者	〃	<u>岩元 弘樹</u>
賛成者	〃	<u>音堅 良一</u>

都城市議会議長 榎木智幸様

教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度 2分の1 復元をはかるための、
2019 年度政府予算に係る意見書

学校現場における課題が複雑化・困難化する中で、子どもたちのゆたかな学びを実現するためには、教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが不可欠です。特に小学校においては、2018 年度から新学習指導要領の移行期間に入り、外国語教育実施のため授業時数の調整など対応に苦慮する状況となっています。ゆたかな学びの実現のためには教職員定数改善などの施策が最重要課題です。

また、明日の日本を担う子どもたちを育む学校現場において、教職員が人間らしい働き方ができるための長時間労働是正が必要であり、そのための教職員定数改善は欠かせません。

義務教育費国庫負担制度については、小泉政権下の「三位一体改革」の中で、国庫負担率が 2分の1 から 3分の1 に引き下げられました。いくつかの自治体においては、厳しい財政状況の中、独自財源による定数措置が行われていますが、地方自治体の財政を圧迫しています。国の施策として定数改善に向けた財源保障をし、子どもたちが全国どこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請です。

ゆたかな子どもの学びを保障するための条件整備は不可欠です。こうした観点から、2019 年度政府予算編成において下記事項が実現されるよう、地方自治法第 99 条の規定にもとづき意見書の提出をします。

記

- 1 子どもたちの教育環境改善のために、計画的な教職員定数改善を推進すること。
- 2 教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、義務教育費国庫負担制度の負担割合を 2分の1 に復元すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成 30 年 6 月 27 日

宮崎県都城市議会